

広島県告示第九百三十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退があった。

平成十九年九月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞退年月日
ハーモニー調剤薬局	廿日市市四季が丘六丁目一五	精神通院医療	平成十九年八月三十一日
ハピネス千代田薬局	山県郡北広島町有田一五四八―三	育成医療・更生医療・精神通院医療	平成十九年八月三十一日
全快堂アイリス薬局	三次市南畑敷町七八―七	育成医療・更生医療・精神通院医療	平成十九年八月三十一日